
日付：2004 年 12 月 9 日

提出元：NTT 東日本

題名：SMS-20-SBB-01 に対する弊社意見

1. はじめに

本寄書は、「導入判定基準値（仮称）の検討内容の明確化について」（SMS-20-SBB-01）に対し、弊社意見を述べるものである。

2. SMS-20-SBB-01 に対する弊社意見

前回 SWG において、導入判定基準値（仮称）を導入することの必要性及び効果等について本 SWG までに明らかにし、第三者が納得し得る相応の技術的根拠を示して頂けるものと、弊社は受取っていた。また、JJ100.01 第 3 版の制定スケジュールを考慮し、JJ100.01 第 3 版のドラフト版へそのまま反映することが可能な寄書内容の提案が成されるものと受け止めていた。

しかしながら、今回提案された導入判定基準値（仮称）に関しては、上述に関する説明が不十分であるとともに、個々の提案内容が、前回 SWG までに議論されてきたものとは違うものとなっている。以下に、前回 SWG までの議論との相違点等をまとめ、弊社の意見を述べる。

2.1 導入判定基準値（仮称）の目的について

導入判定基準値（仮称）の目的については、アドホック会合報告寄書（SMS-17ad hoc-01）に基づき、「DSL 利用者の利用環境（平均的速度）の維持を目的に、保護判定基準を現状より厳しくし、新たにスペクトル適合性を評価する伝送方式が既存伝送方式へ与える漏えいによる影響を軽減させる。」として、前回 SWG まで議論を行ってきた。

SMS-20-SBB-01 では、「第 3 版制定以降新たにスペクトル適合性を評価するシステムに対し、スペクトル適合性判定基準を現状より厳しくし、新規に導入されるシステムが、既存伝送方式へ与える漏洩による影響を軽減させる。」ことを目的としている。

弊社は、「DSL 利用者の利用環境（平均的速度）の維持」という目的の元、事業者間アドホック会合等を通し、検討に協力してきた。今回の提案においては、基準値を厳しくすること自体を目的としており、結果として「DSL 利用者の利用環境（平均的速度）の維持」を実現する提案となっておらず、前回 SWG 会合までの会員企業の合意を反故にした提案とも受取れる。

2.2 導入判定基準値（仮称）による定量的効果について

前回 SWG において、導入判定基準値（仮称）を導入することの必要性及び定量的効果等について、第三者が納得し得る相応の技術的根拠のシナリオについて議論を行った。その上で、導入判定基準値（仮称）の導入を強く推す会員企業から、本 SWG へ寄書提案することを前提に、本 SWG まで議論を延期したものと受け止めている。

しかしながら、SMS-20-SBB-01 においては、導入判定基準値（仮称）の必要性及び定量的効果についての提案がなく、定性的な効果についてさえも不十分である。

このような提案内容では、導入判定基準値（仮称）を導入することによる、新規伝送システム

への影響等、メリット、デメリットの比較検討を行う事が出来ず、弊社としては本件の判断を行える提案とは受取れない。

弊社においても、導入判定基準値（仮称）を導入することにより「DSL 利用者の利用環境（平均的速度）の維持」を実現できるかどうか検討を行ったが、導入判定基準値（仮称）により新規伝送システムを規制しても既存伝送システムが導入され続ける限り、DSL 利用者の利用環境の維持にはつながらず、逆に新規伝送システムを規制する事のデメリットの方が懸念される結果となった。

2.3 導入判定基準値（仮称）の設定方法について

導入判定基準値（仮称）の設定方法が、前回 SWG 会合における提案内容（口頭提案）「保護判定基準値とクラス A の ADSL 同一伝送システム相互の干渉との差分を一定の割合で保護判定基準値に加算する。」から変更されている。

SMS-20-SBB-01 で提案されている導入判定基準値（仮称）の設定方法を以下に示す。

JJ100.01 第 3 版にて合意された計算方法及びパラメータを使用し、JJ100.01 第 2 版で適合性が確認された主要 DSL システムを干渉源としクラス A、A の伝送性能値を計算する。上述の伝送性能値が、保護判定基準値を下回る場合は、保護判定基準値と同一とする。

G.992.1 Annex-A/C 及び G.992.2 Annex-A/C に対して上り/下りそれぞれに設定する。

Annex-A と Annex-C で値が異なる場合は、Annex-C で代表する。

運用規制が設定された新規システムに対し、申請者あるいは事業者より規制の緩和が要求された場合、ユーザへの利便性、導入予定回線数を考慮の上、事業者間合意の基、スペクトル SWG にて、保護判定基準値を最下限値として認める。

上記の導入判定基準値（仮称）の設定方法に対し、以下の事項について確認したい。

- ）前回の SWG までの提案内容（設定方法）から、何故提案内容を変更されたのか、理由を説明願いたい。また、今回提案されている目的と設定方法の関連（何故、このような設定方法となるのか等）について説明をお願いしたい。
- ）項において、「Annex-A と Annex-C で値が異なる場合は、Annex-C で代表する。」となっている。弊社寄書 SMS-20-NTTE-01 において、既存長延化システムが G.992.1 Annex A (FDM) と G.992.1 Annex C (FDM) に対する影響について確認したが、G.992.1 Annex A (FDM) の保護判定基準値等を G.992.1 Annex C (FDM) に代表させる合理的理由はないものと受け止めている。本件に関する提案については、SMS-19-SBB-01 において提案されたものだが、結論は出ておらず、オープン課題であると認識しているが、提案企業の認識について確認させて頂きたい。
- ）項において、「保護判定基準値を最下限値として認める。」とあるが、今後、保護判定基準値に対する緩和措置は行わないことを意味しているのか確認させて頂きたい。弊社は、長延化システムに対する緩和措置については、既存の長延化システム並みに保護判定基準値を緩和できる余地を残すべきと考えている。
- ）提案されている導入判定基準値（仮称）の具体的な数値が、提案されている目的に対し、適切なものであるか不明であるため、既存伝送システムで用いる技術がどの程度、今後も使用可能となるのかについて明らかにして頂きたい。

3. おわりに

弊社は、保護判定基準値は「複数伝送システムが共存できるよう、伝送システム相互間の漏話の許容範囲を定める」との考え方で合理的に設定されているため、DSL のサービス環境を現状より悪化させるような新規伝送システムが導入される心配はないものとする。また、この基準を合理的な根拠なく変更する事は、DSL 利用者の利益を損ねる恐れがあるとも考える。長期間の議論を経て導入判定基準値(仮称)の導入根拠さえ明確にならなかった事は、保護判定基準値が適切に設定されている証拠でもあるものとする。

弊社も「DSL 利用者の利用環境の維持」を目的に導入判定基準値(仮称)を検討したが、新規伝送システムを規制する事のデメリットの方が懸念される結果となった。また、「DSL 利用者の利用環境の維持」は、将来の DSL 利用者数の増加(=DSL 利用者回線同士が相互に干渉する確率の増加)により、その平均的速度が低下する事を懸念し提案された課題であるが、将来の DSL 利用環境には不確定な要素が多く、DSL 利用者の利用環境が低下すると断定的に推測する事もできなかった。

弊社は、JJ100.01 第 3 版においても、JJ100.01 第 2 版の考え方を踏襲し、意図的に保護判定基準値(適合性確認基準)の引き上げを行わない事を支持する。

以上